

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「第一工場ごみ処理施設プラント更新事業環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間で行われた。

期間：令和6年10月1日（火）～令和6年11月1日（金）

場所：埼玉県庁環境政策課、埼玉県越谷環境管理事務所、東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設計画課、越谷市役所資源循環推進課、吉川市役所環境課、松伏町役場環境経済課

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき、調査計画書について令和6年10月1日（火）～令和6年11月15日（金）までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けたが、意見書は0件であった。